

平成30年度第1回
西宮市立こども未来センター運営審議会
資料集

平成30年7月12日（木）14：00～
於：西宮市立こども未来センター 会議室

目次

【議事 1】

西宮市附属機関条例	1
西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱	2

【議事 3】

平成29年度こども未来センター実績について	4
-----------------------	---

【議事 4】

平成30年度主要な事業について

1 児童発達支援センター「わかば園」(通園療育・発達支援)	5
2 こども未来センター診療所(診察・小児リハビリテーション等)	6
3 相談支援	8
4 学校・幼稚園・保育所等関係機関、地域との連携・支援	9

西宮市附属機関条例 抜粋

(平成25年7月10日)

(西宮市条例第3号)

(設置)

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属機関の運営)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

- 2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。
- 5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

西宮市立こども未来センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。）第50条の規定に基づき「西宮市立こども未来センター運営審議会（以下、「審議会」という。）」の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により非公開とすることができる。

(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条各号に該当すると認められる事項の調査及び審議をするとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき

2 会議の傍聴を希望する者は、別記様式により「西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。

3 会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしない。

4 会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合、第4条に規定する課（以下、「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により傍聴可能な人数を決め、希望者が該当人数を超えた場合は、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

5 会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者の退場を命ずることができる。

(1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき

(2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき

(3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき

(会議録の調製)

第3条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の内容

(4) その他会議において必要と認めた事項

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、こども支援局こども未来部発達支援課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

西宮市立こども未来センター運営審議会傍聴申請書

年 月 日

西宮市立こども未来センター運営審議会会長 様

申請者住所： _____

申請者氏名： _____

連絡先電話： _____

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市立こども未来センター運営審議会の傍聴を申請します。

※注意事項

- 1 傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、退場を命じます。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき
 - (2) 許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき
 - (3) 会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき
 - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき
- 3 上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市立こども未来センター運営審議会の傍聴は許可されません。

平成29年度 西宮市立こども未来センター 実績について

(平成28年度・平成29年度実績比較)

関係機関等からの紹介

【平成28年度】	
地域保健課（保健所）	159件
子育て総合センター	15件
【平成29年度】	
地域保健課（保健所）	201件
子育て総合センター	8件

→事業概要P.36

ペアレントトレーニング

【平成28年度】	
初級グループ	10人
中級グループ（新規）	10人
中級グループ（継続）	15人
【平成29年度】	
初級グループ	9人
中級グループ（新規）	8人
中級グループ（継続）	21人

→事業概要P.6

ペアレント・プログラム

（平成29年度より実施）

【平成29年度】	
参加実人数	17人
参加延べ人数	105人

→事業概要P.6

かおテレビ

【平成28年度】	
実施回数	7回
延べ人数	68人
【平成29年度】	
実施回数	41回
延べ人数	372人

→事業概要P.6

電話相談	来所相談
【平成28年度】	【平成28年度】
延べ 3,529件	延べ 2,914件
（実名） 1,402人	（診察） 669人
（匿名） 514人	（心理） 176人
	（相談のみ他） 285人
【平成29年度】	【平成29年度】
延べ 3,727件	延べ 2,625件
（実名） 1,569人	（診察） 791人
（匿名） 330人	（心理） 125人
	（相談のみ他） 383人

→事業概要P.4～5

ほっこり広場

（平成29年度より実施）

【平成29年度】	
延べ出席人数	76人

→事業概要P.28

障害児支援利用計画

（本人中心支援計画）

【平成28年度】	
新規作成	158件
モニタリング	251件
【平成29年度】	
新規作成	26件
モニタリング	329件

→事業概要P.7～8

スクーリングサポート	居場所サポーター																
<h4>あすなろ学級（適応指導教室）</h4> <table border="1"> <tr> <td>通級者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>【平成29年度】</td> <td>46人</td> </tr> </table>	通級者数		【平成28年度】	37人	【平成29年度】	46人	<table border="1"> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>【平成29年度】</td> </tr> <tr> <td>派遣回数延 117回</td> <td>派遣回数延 184回</td> </tr> <tr> <td>（校種別内訳）</td> <td>（校種別内訳）</td> </tr> <tr> <td>小学校 6校</td> <td>小学校 9校</td> </tr> <tr> <td>中学校 3校</td> <td>中学校 4校</td> </tr> </table>	【平成28年度】	【平成29年度】	派遣回数延 117回	派遣回数延 184回	（校種別内訳）	（校種別内訳）	小学校 6校	小学校 9校	中学校 3校	中学校 4校
通級者数																	
【平成28年度】	37人																
【平成29年度】	46人																
【平成28年度】	【平成29年度】																
派遣回数延 117回	派遣回数延 184回																
（校種別内訳）	（校種別内訳）																
小学校 6校	小学校 9校																
中学校 3校	中学校 4校																

→事業概要P.29～31

診察	リハビリテーション
【平成28年度】	【平成28年度】
初診 650件	理学療法 6,620件
（650人）	（391人）
再診 4,327件	作業療法 5,212件
（1,465人）	（743人）
発達検査 943件	言語療法 7,109件
（924人）	（1,054人）
【平成29年度】	【平成29年度】
初診 789件	理学療法 6,097件
（789人）	（386人）
再診 5,476件	作業療法 5,650件
（1,896人）	（854人）
発達検査 1,071件	言語療法 6,488件
（1,068人）	（1,134人）
	心理療法 214件
	（36人）
	心理療法 305件
	（48人）

→事業概要P.9～15

心理カウンセリング

カウンセリング・プレイセラピー

【平成28年度】	
1,554件	
（176人）	
【平成29年度】	
959件	
（125人）	

わかば園（通園療育）

通園（児童発達支援）

【平成28年度】	延べ 3,682日
	（38人）
【平成29年度】	延べ 3,075日
	（35人）
外来保育（親子療育教室）	
【平成28年度】	延べ 1,144日
【平成29年度】	延べ 975日

→事業概要P.17～28

※センター以外のサービス等

連携支援等

学校園支援アウトリーチ

【平成28年度】	【平成29年度】
総派遣回数 556回	総派遣回数 699回
（校種別内訳）	（校種別内訳）
保育所 15回	保育所 24回
幼稚園 61回	幼稚園 59回
小学校 293回	小学校 351回
中学校 119回	中学校 167回
高校 0回	高校 0回
関係機関 68回	関係機関 98回

専門家チーム派遣

【平成28年度】	【平成29年度】
総派遣回数 245回	総派遣回数 245回
（校種別内訳）	（校種別内訳）
幼稚園 12回	幼稚園 12回
小学校 171回	小学校 179回
中学校 38回	中学校 22回
高校 0回	高校 0回
関係機関 24回	関係機関 32回

セラピスト訪問

【平成28年度】	【平成29年度】
総派遣回数 28回	総派遣回数 57回
（校種別内訳）	（校種別内訳）
保育所 1回	保育所 9回
幼稚園 3回	幼稚園 13回
小学校 20回	小学校 30回
その他 3回	その他 5回

わかば園退園児アウトリーチ

（平成29年度より実施）

【平成29年度】	
総派遣回数	15回
（校種別内訳）	
幼稚園	14回
小学校	1回

→事業概要P.33～34

各種研修

一般向け研修

【平成28年度】	【平成29年度】
発達障害の学習会 2回	発達障害の学習会 2回
	市民講演会 1回

教員向け研修

【平成28年度】	【平成29年度】
発達障害セミナー 4回	発達障害セミナー 4回
身体障害セミナー 3回	身体障害セミナー 4回
特別支援教育Co. 8回	特別支援教育Co. 8回
子供支援講演会 1回	子供支援講演会 1回
早期発見・早期支援 1回	早期発見・早期支援 1回

→事業概要P.38～40

議事（４） 平成30年度 主要な事業について

【西宮市立こども未来センターの運営方針】

福祉・教育・医療が連携し、子供と保護者に対する切れ目のない支援を行うための西宮市域の中核施設として、相談窓口、診療所、障害児相談支援事業所、児童発達支援センター「わかば園」、適応指導教室「あすなる学園」、学校園や障害児通所支援事業所へのアウトリーチなど施設の個々の機能を充実させていくほか、子供と保護者が地域で安心して生活していけるように、保護者に対する支援の充実、学校園や障害児通所支援事業所、医療機関、保健福祉センターなど関係機関との連携の推進、また、一般市民への理解の促進をめざして様々な事業を実施していきます。

1 児童発達支援センター「わかば園」（通園療育・発達支援）

【事業の概要】

2歳児（4月1日で満1歳の子供）から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談（育児相談、栄養相談、補装具、進路相談など）その他、近隣の保育所児との交流保育、季節ごとの行事などを行う。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報を共有することで、支援の充実に向けた連携を図っている。

また、保護者の方に具体的な療育・育児方法を身につけていただくため、親子一緒に参加していただくこととしている（親子通園）。

【課題】

平成30年度より公立幼稚園では、就園相談において「療育相当」となった幼児も、保護者が希望すれば「親子通園」を前提に就園を受け入れる方向となった。

「わかば園」においては、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、地域の保育所、幼稚園への移行を視野に入れ福祉的な専門性をより高め、本人の普段の生活に直結した療育を行うと共に、障害のある子供やその家族、受け入れる側の幼稚園、保育所等のスタッフへの専門的支援のためのアウトリーチ、保育所等訪問支援といった地域移行に向けたフォローを充実させていく必要がある。

【平成30年度のクラス編成】

通園対象			組	通園日				
種別	年齢	在籍人数		月	火	水	木	金
肢体不自由	2・3	8	つき			○		○*
	4・5	9	ほし	○	○		○	
知的・発達 2・3歳児混合	2・3	5	ぱんだ		○		○	
知的・発達	2	6	うさぎ	○		○	○	○
	3	10	ぞう	○	○	○		○

* 「つき」の2歳児の登園日は、当初は週1回水曜日とし、療育の状況を見て金曜日を登園日に加える。

【前年度からの変更点】

- わかば園での知的・発達障害児の3歳児の増加や肢体クラスから知的クラスへ転級する児童の増加に対応するため、2・3歳児混合クラスを設置（新規）。
- わかば園の卒退園児のフォローの充実のため、卒退園児向けアウトリーチを実施（拡充）。
- 退園児向けアウトリーチではケースによって、保育所等訪問支援事業等を活用。
- 医療的ケア児の福祉タクシーによる通園制度を実施（新規）。
- 行通園児の増加（そうぐみ4名 つきぐみ4名 合計8名）。

【平成30年度の主な事業】

（1）通園療育

クラス編成では、肢体不自由児クラスから、知的・発達クラスへの移行段階にある子供を対象にした2・3歳児混合クラス「ぱんだ組」を新設した。

保護者支援という観点から保護者OBを招き、今後の進路に向けた勉強会を開催するなど地域の保育所、幼稚園への移行を視野に入れた支援を行う。

（2）親子療育教室・親子教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象とした親子療育教室（外来保育）のほか、こども未来センターの相談を受けられた後、初診までの待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う親子教室「ほっこり広場」を継続して実施する。

（3）卒退園児への支援

わかば園を卒退園した園児の地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行う。その上で、保護者の意向も確認しながら保育所等訪問支援事業等の活用を検討する。

2 こども未来センター診療所（診察・小児リハビリテーション等）

【事業の概要】

こども未来センター診療所は、診察や小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法）を行うほか、センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した各種の支援などにも力を入れ、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼としている。

（1）診 察

18歳までの身体・知的・発達障害およびその疑いのある子供の治療を行う。

診療科は、小児科、児童精神科、整形外科。

（2）小児リハビリテーション

医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法）を実施。

（3）セラピスト訪問

セラピストが学校園を訪問し、対象児童の学校園での様子を確認して、担当者に指導助言を行う。

対象は0歳から18歳までの診療事業課の診療を受けている子供で、実施は学校園からの依頼および保護者からの依頼に基づいて随時行い、各セラピストが1～2か月に1回程度訪問可能日を設定している。

(4) PT・OT・ST見学

学校園の担当者に対象児童の訓練・通園の様子を見学してもらい、セラピストから担当者に指導助言を行う。

対象は0歳から18歳までの診療事業課の診療を受けている子供で、実施は学校園からの依頼に基づいて随時行っている。

(5) 保健福祉センター（地域保健課）事業への参画（新規事業）

地域保健課が実施する乳幼児発達相談（すくすく相談会）事業に、理学療法士が参加し、運動発達を促す関わり方等の助言を保護者に行う。

【課題】

診療所では、診察待ち期間をいかに短縮していくかという課題があり、そのために、医師、看護師、セラピスト等を増員し、診療体制の充実を図っていく必要がある。

【平成30年度の人員体制】

（各年度4月1日現在）

	平成30年度			平成29年度			増減		
	正規	嘱託	臨時	正規	嘱託	臨時	正規	嘱託	臨時
医師	2	5	4	2	4	4	0	1	0
看護師	2	3	2	2	2	1	0	1	1
理学療法士	4	2	0	4	2	0	△1	1	0
作業療法士	3	3	0	2	3	0	1	0	0
言語聴覚士	4	3	0	4	2	0	1	0	0
心理療法士	2	1	0	2	1	0	0	0	0
事務	3	1	0	3	1	0	0	0	0
その他*	0	0	2	0	0	3	0	0	△1
計	20	18	8	19	15	8	1	3	0

* その他は医療クランク、事務補助。

【前年度からの変更点】

- 医師、看護師、セラピスト等を増員し、引き続き診療体制の充実を図っている（拡充）。平成30年度は4名増員（正規職員1名、嘱託職員3名）。
- 診療体制の充実に取り組んでいる結果、診察待ち期間は徐々に短縮している。
平成29年度末 ← 平成28年度末 ← 平成27年度末
4.7か月 6.0か月 8.0か月
- 名称の変更（施設支援 → セラピスト訪問、PT・OT・ST見学）
- 地域保健課事業への参画（新規）。

【平成30年度の主な事業】

(1) 診察・(2) 小児リハビリテーション

引き続き医師、看護師、セラピスト等を増員し、診療体制の充実・診察待ち期間の短縮を図る。

(3) セラピスト訪問

平成29年度とほぼ同数の60回程度の訪問を予定。

(4) PT・OT・ST見学

平成29年度とほぼ同数の180回程度の見学を予定。

(5) 保健福祉センター（地域保健課事業）への参画（新規事業）

今年度より地域保健課事業への参画を実施し、健康診査や健康相談などで発見された発達の遅れを疑う乳幼児や支援の必要な保護者を対象に支援を行っていく。

(6) 支援会議

主に学齢期の児童生徒に対して、医療と教育が連携し、発達に沿った支援を検討。学校関係者とこども未来センターの医師、セラピストなどが参加。毎月7回程度開催。

(7) 発達障害の学習会

事前アンケートに基づく具体的な困りごとに対するグループディスカッションを行い、発達障害への理解と関わり方を学習する。対象は、訓練開始待機中または訓練中の就学前児の保護者。

(8) 身体障害セミナー・発達障害セミナー

発達の特性や課題について理解を深め、日々の保育・教育場面に行かせる具体的な対応方法・支援方法を学ぶ。対象は、保育所、幼稚園、学校の教職員。それぞれ4回シリーズで年1回開催。

(9) ライフスキル・コミュニケーションスキル講習会（新規）

発達障害の子供たちの発達（認知）特性を理解し、その理解に基づいた関わり方を知るための講習会。家庭で実践できるように実習形式で実施。対象は就学前と就学後の子供の保護者。それぞれ4回シリーズで年1回開催。

3 相談支援

【事業の概要】

- ・ 18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、心理療法士や、ケースワーカーが電話や面談等による相談を行う。
- ・ 保護者支援として、保護者同士の交流の場の提供、子供の行動の理解の仕方を学び、子育ての自信をつけるペアレント・プログラム、子供の社会性発達の理解を深めてもらうための視線計測装置「かおテレビ」を実施している。
- ・ 障害児支援利用計画の作成やモニタリングを実施している。

【課題】

- ・ 相談内容別では、発達障害に関する事が最も多く、診察を希望される方も多い。不登校の相談も多く、診療やアウトリーチの支援につないだり、センター以外の関係機関につなぐケースも増加している。
- ・ 保護者の交流や、不安解消への取組が必要である。
- ・ 障害児支援利用計画の作成において、待機者の解消を着実に進める必要がある。

【前年度からの変更点】

- ・ 乳幼児健康診査などで要フォローとなった子供と保護者を対象に中央保健福祉センターと山口保健福祉センターで新たに「ペアレント・プログラム」を地域保健課との共催で実施する（拡充）。

【平成30年度の主な事業】

（1）ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つけることを目的として行う。

これまでのこども未来センターに加えて、今年度から地域保健課との共催事業として中央保健福祉センターと山口保健福祉センターで実施する。

- ・ 実施日時・回数等

○こども未来センター

対象：3歳～未就学児の子供をもつ保護者 合計7回

対象：小学生の子供をもつ保護者 合計7回

○地域保健課（中央保健福祉センター）

対象：3歳～未就学児の子供をもつ保護者 合計7回

○地域保健課（山口保健福祉センター）

対象：3歳～未就学児の子供をもつ保護者 合計7回

（2）視線計測装置「かおテレビ」

引き続き、1歳6か月児健康診査会場など市内各所で実施する。

（3）障害児支援利用計画の作成

子供が最も適切なサービスを受けられるよう計画の作成、更新を行うほか、着実に計画作成待機者の解消に取り組む。

4 学校・幼稚園・保育所等関係機関、地域との連携・支援

【事業の概要】

学校からの要請はもとより定期的に学校園を訪問（アウトリーチ）し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不適應を起こしている幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、心理療法士・スクールソーシャルワーカーがその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画する。

保護者や関係者・教職員等に対する様々な講座や研修等のプログラムを実施し、地域・学校園の支援力向上を図る。

地域保健課との連携を進め、こども未来センターへのつながりの強化、早期発見、早期支援の体制を整える。

【課題】

- ・ 早期発見・早期支援を進めるためには、就学前の支援の強化が必要である。平成29年度以前は、私立幼稚園、保育所については、保育所事業課を通して5園から10園のアウトリーチを基本としていたが、今後は子供の居場所に幅広く対応することが求められている。

- ・ 特別支援学級担任等だけでなく、対象者を広げることで、多くの教職員に特別支援教育や発達障害について学んでもらう機会を増やす必要がある。
- ・ 地域保健課からの診療へのつなぎへの支援が必要である。

【前年度からの変更点】

- ・ 保育所・私立幼稚園にアウトリーチによる支援を進めていくため、昨年度の後半に、広報を行った。
- ・ 子どものこころの発達科学研究センターの外部専門家の講演会を学校向けに行う。

【平成30年度の主な事業】

(1) アウトリーチ

公立保育所、私立幼稚園や、留守家庭児童育成センター、児童発達支援、放課後等デイサービスへのアウトリーチの充実を図っていく。

(2) 特別支援教育に関する研修会

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任だけでなく、そのほか特別支援に関わる教職員に幅広く対象者を広げ、計画・実施する。講師は、外部専門家等。対象は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校教職員。

(3) 保健福祉センター（地域保健課）との連携

- ・ 地域保健課が実施する乳幼児発達相談（すくすく相談会）に心理療法士が出務する。
中央保健福祉センター 12回 北口保健福祉センター 13回 計 25回
- ・ 地域保健課の課内研修会でこども未来センターの機能や言語療法について講演。
演題「こども未来センター概要と言語療法の実際（未就学児を中心に）」

(4) 市民講演会

発達障害をもつ子供についての一般市民への理解促進を目的として、昨年度から開催している。今年度は、信州大学の本田秀夫教授を講師に10月25日（木）に開催予定。